

議案第 83 号

小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市消防手数料条例（平成 12 年小松島市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例

小松島市消防手数料条例（平成12年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「石油コンビナート等災害防止法」の次に「(昭和50年法律第84号)」を加える。

別表2の部中「この項から4の項まで及び7の項」を「この部から4の部まで及び7の部」に改め、同表3の部中「2の項の1の下欄」を「2の部1の項の右欄」に、「2の項の2の下欄」を「2の部2の項の右欄」に、「2の項の2のロ」を「2の部2の項の(2)」に、「2の項の3の下欄」を「2の部3の項の右欄」に改め、同表4の部中「2の項の1の下欄」を「2の部1の項の右欄」に、「ア」を「(1)」に、「2の項の2のロ」を「2の部2の項の(2)」に、「イ」を「(2)」に、「2の項の2の下欄」を「2の部2の項の右欄」に、「2の項の3の下欄」を「2の部3の項の右欄」に改め、同部4の項中「構造」を「, 構造」に改め、同表6の部中「この項の1」を「この部の1の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。